日常生活自立支援事業における日常的金銭管理サービス等に係る代行取扱要綱

（目的）

第１条 ○○○社会福祉協議会（以下「○○○社協」という。）は、日常生活自立支援事業の実施において、福祉サービス利用援助契約における日常的金銭管理サービス等に係る預貯金の代行取引について適切な取扱いを行うことを目的とし、「日常生活自立支援事業における日常的金銭管理サービス等に係る代行取扱要綱」（以下「要綱」という。）を定め、以下のとおり取扱うこととする。

（代行取引の開始）

第２条 ○○○社協は、福祉サービス利用援助契約を締結し、預貯金について代行取引の依頼を受けた場合は、取引金融機関に対して「代行取扱依頼書」（以下「依頼書」という。）により代行取扱を行う旨を通知することとする。

（２） 利用者は、○○○社協と福祉サービス利用援助契約を締結し、預金取引について○○○社協が雇用する専門員・生活支援員に委任する場合は、取引金融機関に対して「代行委任届」を提出することとする。

（代行取引の方法）

第３条 預貯金の払戻手続は、通帳と所定の「払戻請求書」により行うこととする。

なお、払戻請求書の記入は、利用者本人の自署を原則とし、印鑑は届出印を使用する。

（２） 預貯金の預け入れ手続は、現金と通帳、所定の「入金票」により行うこととする。

入金票の記入は、利用者本人の自署を原則とする。

なお、預け入れの手続きには、既存の口座への入金のほか、新規の預け入れをする場合も含む。

（３） 預貯金の解約手続は、通帳と所定の「払戻請求書」により行うこととする。

なお、払戻請求書の記入は、利用者本人の自署を原則とし、印鑑は届出印を使用する。

（４） （１）～（３）の預金取引は、依頼書で届け出た○○○社協が雇用する専門員・生活支援員が行うこととする。

なお、専門員・生活支援員は、○○○社協が発行する「身分証明書」を預金取引の際に提示し、本人であることの確認を受けることとする。

（代行取引の制限）

第４条 預貯金の代行取引は、依頼書提出先の取引金融機関の取扱店において行うこととする。

（２） 対象とする預貯金は、代行取引の依頼を受けた本人名義の預貯金とする。

（代行取引の停止及び変更）

第５条 ○○○社協は、福祉サービス利用援助契約を終了し、預貯金の代行取引を中止する場合は、取引金融機関に対して「代行取扱停止届」により通知することとする。

（２） 利用者は、福祉サービス利用援助契約を終了し、預金取引についての代行委任を解除する場合は、取引金融機関に対して「代行委任解除届」を提出することとする。ただし、利用者が死亡した場合などやむを得ない理由により提出が困難な場合にはこの限りではない。

（３） ○○○社協は、「代行取扱依頼書」の届出事項に変更が生じた場合は、「代行取扱変更届」を提出することとする。

（その他）

第６条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとする。

（取扱期間）

第７条 取扱期間は、取引金融機関に対して依頼書及び代行委任届を提出した日から、代行取扱停止届及び代行委任解除届を提出した日までとする。

ただし、代行委任解除届の提出に関しては、本人が死亡した場合などやむを得ない理由により提出が困難な場合にはこの限りではない。

附則

この要綱は、令和 年 月 日より施行する。